

八日
急業

ナリ會社側ハ要求ノ主要項目ナル米價ノ補給
トシテ一升三十五錢以上ノ場合時價ニ應ジ一
日一人ニ對シテ二十錢乃至五錢ヲ支給スルノ案
ヲ出シ他ハ研究ノ上決スルコト、シ留保セリ
翌八日朝作業前代表者ハ職工一同ニ對シ前夜
會社側トノ協議ノ顛末ヲ報告セルニ職工ノ多
クハ之ニ満足セズ工場内ニ於テ寄々協議ヲ爲
シ居全日殆ト急業ノ状態ヲ以テ経過シ代表者
ハ重ネテ會社側ト會見接衝スルトコトアリ會
社側ニ於テモ協議ノ結果左記讓歩案ヲ得テ代
表者ニ示シタルニ代表者ハ大体ニ於テ承認シ
十日ハ九日ハ定休ノ職工一同ノ出勤ヲ俟テ美認シ
ニ協議ノ上確蓋スルコト、十レリ斯クニテ昨

十日
急業

十日作業開始前代表ヨリ一般ニ會社側ノ讓歩
案ヲ報告シ賛否ヲ求メタルニ多数意見ハ増給
一割ヲ館追嘆願スルコトニ一致シ代表者ハ齊
藤代表社員ニ其旨ヲ申出デ嘆願スルトコトア
リ會社側亦再考ノ上午後四時一割ノ増給ヲ容
レ茲ニ無事解決ヲ告ゲタリ

會社側ノ讓歩案

- 一、二夫定夫ニ對スル歩増ハ從來一步ナリシモ
自今ニ步トス
- 二、日給常備ハ平均十錢ノ割合ヲ以テ十二月昇
給スルコト
- 三、(最後ニ平均十錢ヲ一割トシテ承認セリ)
解着手當ハ一ヶ年未滿ノ者ニハ二十日今給